

全体討論

林：では、これから第2部を始めます。その全体討論に入ります前に、会場に、本日の講演テーマと深い関連のある活動に長年にわたって現場で取り組んでこられた方々が来てくださっていますので、皆様にご紹介したいと思います。一人目は、日本キリスト教婦人矯風会が設立母体である慈愛寮で長く寮長をなさっていた細金和子さんです。東京から来てくださいました。そして二人目は、これまで特に性暴力問題や女性支援に関わる重要な活動をなさってきて、その研究分野では非常に著名な高里鈴代さんです。本日、沖縄から来てくださいました。

これまでどういったご活動をなさってきたかということについて、短い時間で恐縮ですが、お話いただければと思います。

細金：細金と申します。先ほど林先生のお話の中で慈愛館に触れていただきました。125年前にキリスト教婦人矯風会の女性たちによって作られた、その慈愛館が長い歴史の変遷を経て社会福祉法人慈愛会の運営となり、今は慈愛寮という名称で、東京で婦人保護施設として存在しています。

慈愛館は、矯風会の矢嶋楯子など、何人かの女性たちによって、身を寄せる場所がない女性たちのために作られました。矢嶋楯子自身も過去には、今で言うDV被害者としての経験の持ち主でした。現代に生きる私たちの目から読み解くならば、慈愛館は、そういう当事者であった人も含めた女性たちが、困難を抱えている

女性たちとともに生きるという場であったのだと思います。

今は、慈愛寮は妊産婦専門の婦人保護施設になっています。特に行き場がない、ひとりで出産のときを迎えなければならない事情の女性たち、それは相手の男性が逃げてしまったり、男性から暴力を受けて避難してきたり、あるいは子どもの父親が分からない、性搾取の中にあつた人たちなどです。本当は喜ばしいはずの妊娠が、性暴力や性搾取の結果、困惑と今後への不安の中で、出産のときを迎えなければいけない。そういう女性たちのための、女性たちと赤ちゃんが新しい生活を始められるための施設になっています。

子ども時代から性虐待や暴力を受けてきた方たちも大変多くて、先ほど横田さんのお話にありましたような、当たり前前に生活する力を奪われてきた方たちが、本当に多いです。受けてきた被害の結果、人間に対する信頼が失われたり、複雑性PTSD（心的外傷後ストレス障害）というような症状に苦しむ方も多く、自分の体を傷つけたり、自分の体が汚れていると思ってシャワーを浴び続けたりして、本当に、生活すること自体が困難になっている。その中で赤ちゃんを出産して、そこから新しい命とともにお母さん自身も回復していくという、そういう施設が、今の東京の慈愛寮です。

予期しない妊娠・出産、あるいは望まない妊娠・出産だったということは、女性たちが抑圧されているときの、まさに象徴的な、一番弱いところに置かれた女性たちの状況が凝縮された事実だと思っておりますので、その女性たちと赤ちゃんたちが、その妊

娠・出産を契機に、本当に幸せに生きていくことができる社会を作らなければならないと思います。そういう意味で、先ほど天羽先生がおっしゃった「共に生きることが原点」ということ、そして、傷ついた方々が奪われた力を取り戻しながら、「受動から能動へ、そして創造に参加する」というお言葉を、ああ本当にそうだと、心を震わせて伺いました。困難な中を生きてきた女性たちが、自分自身の人生を、取り戻していく場として、婦人保護施設がこれからもあり続けるようにしたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

高里：このシンポジウムの開催を教えていただき、沖縄から参りました。長年にわたり、女性たちにかかわってこられたお二人の働きをうかがえて、改めてその働きの大事さを感じました。私も同じ領域につながる者として、新たな一歩を、また私も踏み出したいと思っています。

沖縄が日本の施政権に復帰したのは1972年です。ですから、日本で売春防止法が制定された1956年から16年後に、やっと沖縄でも売春防止法が適用されました。沖縄での売春防止法の成立は、沖縄の立法院議会で1970年5月のことですが、施行は復帰時の1972年5月15日まで2年間延ばされました。

それまでも売防法は立法院議会上程されていましたが、審議未了を繰り返していました。理由は二つありました。一つは、売春防止法の成立によって、売春が法律違反ということになったら、戦後から続く凄まじい限りの米兵による性暴力が、また、地

域に入り込んでくるのではないかという恐れです。もう一つは、売春で働かざるを得ない女性の数は多く、女性たちは前借金を背負って、家族、子どものために売春へと押し出されているのですが、彼女たちが日々、米兵相手に稼ぐ一回5ドルの売春料金が、多くの女性たちで稼ぐそのドルが、売春禁止によって沖縄に落ちなくなれば、沖縄経済に影響がでるという恐れです。つまり、売春が禁止されると、米兵の凄まじい暴力が一般の子女へ向うのではないか、また、沖縄経済への影響という二つの面から、立法院議会は審議未了を繰り返して成立を遅らせていたのです。

現在、売春防止法の改正にむけて取り組みがあるということですが、現行法は女性の人権の面からは不十分です。加害者に対して、どれほどの犯罪規定があるのだろうかというのが、ちょっと気になるところでもあるのです。

私は那覇市で婦人相談員を7年勤めました。心身の問題を抱える女性の支援をしてきましたが、ある女性は、売春の中で受けてきた暴力から、アパートを借りるときの第一の条件は、安全であること。それを確かめるために、アルミサッシの窓を確認したり、先ほどの横田さんのお話しにもあったように、凄まじいひどい夢を見続けていたり、そのような恐怖や痛みを抱えている女性たちの支援をしてきました。

ある女性が、女性たちを搾取する売買春業者を裁判に訴える決心をして、警察も捜査をしたのですが、警察から回ってきた書類を見た検事が、女性の保護施設の課長を呼んで、「これは、やりがいのないケースだ」と、訴えを取り下げさせたのです。なぜな

らこの女性もいい加減だ、というのです。女性は、3人の子ども抱えて売買取春業者から逃げていたのですが、その間経済的に苦しく、電化製品を数回のローン契約で購入した後、リサイクルショップで現金化したりしていて、数店に借金があった。それで検事は「やりがいのないケースだ」「業者も悪いが、女性も借金をしまくっている」と女性の訴えを退けて不起訴にしたのです。

私は、そのことを知って、「婦人相談員を続けられない」気持ちになって、那覇市議会議員になりました。つまり、社会全体が、売春する女性に対する偏見と、それから女性の貧困、原因に対する、暴力に対するあいまいさが、社会を覆っていて、それは司法でもどこでも覆っているような状況の中で、社会の意識、制度を変えていかなければ、女性たちは救われなかったのです。

今、それこそ「底点」というのは、あらためてしっかり確認したいなと思いました。ありがとうございました。

林：貴重なお話をありがとうございます。そして、会場の皆様からも、たくさんのご質問をいただき、ありがとうございました。それらはすべて天羽さんと横田さんに対する質問です。

まず、天羽さんへ、「底点志向」について。「さきほど、底点志向とは、強者が底点の立場に立ち、共に上を目指す志向であると説明されていましたが、上を目指すという意味は、頂点を目指すということでしょうか？もしそうであるならば、頂点に立つ人は強者なんでしょうか？」という質問です。

また、「入所者の方にとって、キリスト教やそれ以外の信仰、

もしくは他者や自分を再び信じること、あるいは初めて信じることには、どのような難しさや意義がありますか？」という質問がきています。まずこれらに、天羽さんからお答えいただきます。

天羽：お答えさせていただきます。ご質問の「上を目指すという意味は、頂点を目指すということか」についてですが、そう考えることは間違いではないと思いますが、なにか一足飛びのような気がします。要するに底点にある人がそのままであってよいはずはなく、底点におかれた人に気付いた人、底点志向者が、上からではなく、底点に降りていって、共に手を携えて上を目指すということです。上とは何か。弱者に寄り添い、何よりも傷つけられた人権や尊厳が回復され、その人らしく生き生きと生きられる道を目指すということです。

かにはた婦人の村の存在意義はここにあるのです。社会の中で家族からさえも排除され、悲痛、苦痛を負いながら安住の地を得られなかった女性たち、しかも障害の重荷を抱えた人々。その心の傷が癒され、崩れていった他者との信頼関係が修復され、更に自己肯定感を持てるようになって、まずは「共に生きる」村の生活の中で、その人らしく、生き生きと生きられることを目指して、歩んできました。

そして、創立から54年の今日、はっきり言えることは、生を享ける限り、無用な人は一人もいない、価値のない人も一人もいないということが、実証されてきたと実感しています。

もう一つのご質問、「頂点に立つ人は強者なのか」について、

「頂点を志向する人」はと考えるとよければ、底点におかれた人に対して強者の立場に立つ人と考えられるでしょう。一般的には普通の人々であり、そしてほとんどの人が頂点を目指していると言えるのではないのでしょうか。

さらに宗教の問題と信頼関係について。「入所者にとって、キリスト教信仰やそれ以外の宗教的信仰、もしくは他者や自分を再び信じること、あるいは初めて信じることにはどのような難しさや意義がありますか」とのご質問に対して、まず、宗教については、かにた婦人の村がキリスト教の信仰の上に立ち、その精神をもって創立し、イエスの愛に根ざした精神を、施設の理念として掲げ、日々の生活もその土台の上に立って営まれていますが、宗教は、キリスト教信仰は強制するものではなく、ただ、キリスト教的行事を大切に、その中で、イエスさまのことを知り、イエスさまが諭された最大の戒め、「自分を愛するように隣り人を愛しなさい」を大事にしてきました。他者に対して寛容であり、やさしくあることを、日々の人間関係の中で具体的に学んでいるのです。

入所された方の中には、他の宗教とか、信仰を持った方がいますが、他者への宣教活動をしたり、迷惑をかけたりすることを慎むことを約束して、受け入れてきました。しかし時が経つにつれ、いつしか、かにたの精神の中に包み込まれたようです。

キリスト教の精神の中で、最も大事にしてきたことは、姦淫の女マグダラのマリヤ（ヨハネ8：1～11）に示されたイエスの「赦し」です。審くことより赦すこと。赦し合うこと。殊に職員

が最も大事にしなければならない基本的な精神です。

そして「信頼関係」。“信ずべくもないときに信じてやる”、その信頼の貸しこしが、この世界を生んだと、創設者は機関誌『かいた便』のあとがきに記していますが、信ずべくもないときに信じる、“信じぬく”ことが、その人の人生にとって、いかに重く大きなことか。人を信じられなくなったり、誰からも信じてもらえなかった淋しい人たち。そして入所して、門も塀もないことをどう感じるでしょうか。信頼されていることを感じて、逆に責任感が芽生えることに。

信頼された者は、信頼を返す者に。そして自己肯定と共に信頼関係も生まれ、安定していく。その過程を一人一人がたどっています。その経過は、全く一人一人違い、とにかく忍耐をもって、信じて待つことです。「デンノッホ (dennoch, =それにもかかわらず)」、なお、信じること。信じ抜くこと。私は一つ覚えのように、「デンノッホ」というドイツ語を繰り返しています。心の中で。

林：大切なお話を、本当にありがとうございます。

続きまして、横田さんへのご質問です。横田さんには、婦人保護施設の運営に関わる具体的な質問が多いです。

一つ目の質問は、「売春防止法の改正はとても重要です。(理想だと考える)法には、(買春の)顧客である男性の犯罪化は含まれていますか?」という問いです。

そして別の方ですけれども、「現在の売春防止法が特別刑法だ

ということを知って、それは男性目線だと感じる」という感想を書いておられます。「性は、男女の性なのに、この買春の問題に対して、男性は知らん顔で、それは男性が支配者の立場にあるからだと感じました」と感想を書いておられて、その方のご質問として「家族、親が加害者となる虐待死の事件が報道されていますが、そんな事件が起こる前に、その親や子に手を差し伸べる手段はないのでしょうか?」と問いかけておられます。

また、「いずみ寮の定員が40名であるのに対して、入所者は15名だそうです。入所者が少ないのはどうしてでしょうか?」という質問もあります。

また、先ほどの新法制定の必要性という話に戻るのですけれども「具体的に女性の自立や困難に対する支援、問題の解決のために、何が必要か、もう少しお話を伺いたい」という質問があります。それに関連して「性的マイノリティーの方の性暴力を含む暴力の被害に対する支援について、どのようにお考えでしょうか」というご質問もあります。答えられる範囲で結構ですので、お願いします。

横田：お答えしたいと思います。法の改正案の中に顧客の、いわゆる買春男性について、犯罪化の条文は含まれていますかということですが、今、私たちが求めている女性自立支援法の法案の中に、顧客、いわゆる買春男性の、あるいは暴力の加害者に対しての犯罪化は、まだ規定していません。一番は、女性の人権というところに焦点を当てております。先ほどお話しましたが、この

売春防止法の中で絶対、残さなければならないのは、いわゆる業者処罰が含まれていることなのですね。そのことと併せて、その買春した男性の犯罪化、いわゆる加害者処罰ですけれども、このことは私たちの中でも話し合っていますが、今後の大きなテーマであると考えています。

具体的な話にまではまだ進行していませんけれども、私たちがDV被害者の方をお引き受けしていて、お母さんと子どもが逃げてくる、その中で思うことですが、なぜ暴力を受けた者が逃げなければならないのか。逃げ惑わなければならないのか。加害をしている男性は何もなかったかのように仕事に行き、そして自分の名前も明かさない。この実態に憤りを感じています。加害者に対しては、きちっと処罰していかなければという話し合いは、会の中でもいろいろ出ています。

ただ、今、新法を立ち上げていくのに、なかなか難しいところもあると感じています。実は、2010年に、売春防止法ではなくて「買売春防止法」にしようという提案について検討したことがあります。私たちをずっとサポートしてくださってきた大学の先生、宮本節子さんが素案を提示くださいました。私たちは女性のみが処罰されるのではなく、買う方も処罰されるべきということで、この新しい法律案を何とか顕在化していきたいと民営施設長会にて検討しました。全国の民間だけの婦人保護施設で話し合いをしたのです。しかし残念ながら、この会議でも「買売春防止法」案は承認されなかったのです。男性の施設長さんが多い会でしたけれども、「時期尚早」ということで却下されました。今この時期

に、男を罰する法律までは、早いのではないか…という空気があったのを覚えております。そのときに私は、支援の現場でこの感覚があるということは、先は遠い。ここを打ち破るのはすごく大変だ、と思ったことがあります。このことに焦りを感じました。「このままだと、売春防止法すらも変わらないかもしれない」という危機感を抱きました。そして、当時の小宮山洋子厚生労働大臣のところに「売春防止法」改正について、直訴をした事につながりました。

併せて、DVのお話が出ましたので、親による虐待死の事件。虐待死までいなくても、私たちのところにはひっきりなしに、親の暴力から逃げてきている子どもたちが入ってまいります。皆、ひどい暴力を受けています。父親からです。実の父、義理の父、いろいろですが、私が今、とても気になっている幼児虐待のケースの加害者の多くは、実の父なのです。パーセンテージは多分、30%までいってなかったと思いますけども、実の父なのです。なぜこの最も信頼する親子の関係の中で、虐待や暴力が起きるのだろうか。親から暴力を受けた子どもたちは「信頼」を構築する関係を根こそぎ奪われてしまうのではないかという不安にかられています。これは日本社会の構造の根本にある大きな問題ではないかと考えます。ここがきちっと整理されていない限り、暴力による抑圧の関係は繰り返されるのではないかという懸念があります。さきほど、木原先生から飛田遊廓の話が出ましたけれど、いまだに現存している日本の社会の文化の問題なのです。私たちも飛田に毎年のように行っておりましたけれども、本当に許せ

ないという、怒りだけでは収まらないものがあります。日本の社会、文化の中に未だに「そういうこと（性の売買）があって当然」というような、情けない意識があるかと思います。

親からの暴力、虐待。私たちは、回復のためにも、早い時期に、この暴力や虐待に遭った子どもたちを、きちっとカウンセリングするなり、専門的ケアを受けられるところに置いていただきたいと思っています。DV防止法の中でも、一時保護をされ、私たちのところにたどり着いたその後、継続的な支援もないし、それからシステムもないのですね。そこでまた、心の傷を受けた子どもたちや女性たちは、暴力からは逃れることができたものの生活の不安を抱えることになってしまいます。まだ未整備なところだと思います。法律の改正を望みます。私たちのところにたどり着く女性たちは、幼い頃から虐待を受けて、さらにその後も暴力を受けて、ずたずたになって私たちのところに来るのです。もっと前に、何か手だてはなかったのだろうか。社会がこれに気づいてなかったのだろうか。あるいは学校が気づいてなかったのだろうか。制度が未整備なのではないかと、やりきれない思いで感じます。

日本は、暴力、特に性暴力に対して非常に鈍感な国だと思います。いろんな情報誌も野放し状態です。その一例が、コンビニにある成人向け雑誌です。一時的に撤去されたと思って、その後、ローソンに確認しに行きました。でも、本棚の置く場所の幅が小さくなっただけで、成人向け雑誌は、まだ置いてありました。そのように簡単に拭い去れない性の文化が、当たり前のように性被害を生んでいくのだということを感じます。いつも私たちは心を

痛めています。それは暴力の連鎖です。暴力を受けた子どもたちは、お父さんと同じことを、施設の中でします。母親を蹴飛ばし、なじり、同じことをするのですね。その子どもたちを治療ベースにつなげられないままに、また次のステップに送らざるをえない。ジレンマを抱えている状態です。

それから売春防止法が特別刑法であると知っていただいております。売春防止法は女性が処罰され、犯罪者への目線にある法律だということです。偏見と差別に満ちあふれた法律です。そもそも「売春」という言葉そのものが、差別と偏見を含んだ言葉だと思います。私たちの施設に入ってくる女性たちは「二度と売春生活に戻りたくない」と、皆さん、そう言います。それは彼女たちを買った男性たちから屈辱的な性行為をさせられたり、人間として許せない酷い暴力被害を受けたりしているからです。この社会の中で、私たちには見えない水面下で、もっと酷いことが行われているのだらうと思います。

先だって国の検討会でも申し上げたのですが、ポルノの問題、特にAVの問題、あるいはJKビジネスの問題についてです。ほとんどの皆さんにとっては、“そういう問題があるのだ”という程度の感覚しかないと思いますけれど、実態は、非常に凄まじいものがあります。相談件数に関しては、男性の被害者もいますけれど、90%近くが女性なのですね。しかも被害は、そのときだけで終わらない。ずっと「人生の傷」として、生きづらさとして、引きずることになります。この実態が知られていない。この被害の数字を、国は、きちっと拾うべきだと思います。そしてこのポ

ルノ被害やJKビジネスの実態をきちっと分析して、社会的な問題として大きく取り上げるべきなのです。社会全体がこのことをなくしていくような動きにつなげていかなければと思っています。

それから、いずみ寮の定員についてですが、定員40名に対して、現在、信じられないくらい入所する人は少ないのです。これは入所が「措置」という形で、公的な東京都女性相談センター（他県では婦人相談所、女性相談所とっているかもしれませんが）、そこが「措置機関」としてあり、「措置」という形で入所に至る以外は、私たちのところに自由に入れられないことになっているからです。今、このシステムを変えてゆきたいと行動しています。SOSを発している人たちが、即、入所につながるような一時保護委託が、各施設での判断で独自でできるようなシステムに変えていこうと思っています。今、徐々に変わりつつあるかと思います。

たとえば、若い女子が今日一晩、寝る所がないというというような場合。特定非営利活動法人BONDプロジェクトや一般社団法人Colaboのような、若い女性を支援している民間施設には、そのような女子たちから、支援を求めるSOSの「泊めてほしい」という電話がかかってくる。でも、そこも泊まるスペースがないときには、「今日一晩、とにかくインターネットカフェで頑張ってください」と、その女子たちに返答するしかないというのです。でも、私たちの婦人保護施設は、がらがらなのです。公的な機関である婦人保護施設ががらがらで、民間の施設には若い女子が泊まる場所が足りなくて、結局、女子たちがインターネットカフェで泊

まっている。そんな実態を聞くと、その女子たちが無防備な中、どんな被害を受けるかわからないことを想像し、公的機関である私たち自身が、とても恥ずかしいのです。ですから、何とか実態に合わせて制度を変えて、婦人保護施設をすぐに利用できるような形にしてほしいと願っています。婦人保護施設は今、全国的に、利用率は23%くらいなのです。ものすごくおかしな状態です。

婦人保護施設は売春防止法でできている施設だということで、非常に生活ルールが厳しいところがまだあって、それを変えていかなければと思います。もっと皆さんが利用しやすく安心して過ごせる安全なところとして利用されるようになっていかなければと思っています。

次に、新法の制定に何が必要かということです。新しい法律をつくっても、その法律が、それを必要としている人のところに届かなければ、意味がないと思っています。とりあえずは粗々の、なぜ売春防止法ではだめなのか、なぜ新しい法律が必要なのかということを文章化したものを持ってロビー活動をしています。これからはこの法律の必要性についての議論をさらに詰めて、さきほどの加害者に対する処罰の問題も含めて、きちっとしたものを作り上げてゆきたいと思います。

それから、併せて、性的マイノリティーの方たちへの支援も、当然のことですが、共に考えたいと思います。人権問題としてとらえてゆきたいと思っています。施設には当事者もいます。自分たちがマイノリティーとして問題を抱えていることに対して、そ

れは卑下することは何もないし、人権を尊重した付き合いがどう
いうことかということも、お話ししています。マイノリティーの
方が受ける暴力というのも、本当に許されないことだと思います。
ある当事者の女性が、売春しながら被害を受けたときに、逃げ込
むところは、男性が女性として働いているバーだったと言ってい
ました。性的マイノリティの方々への暴力の問題にも取り組んで
いかなければいけないと思っています。

さきほど、天羽さんにもお話ししていただきましたけれど、キ
リスト教の信仰に基づいて、ということでは、私も、利用者にも、
ときどきお祈りを通してキリスト教のことをお伝えしていきたい
と思っています。利用者各々に宗教の自由ということがあります
ので、そこは尊重されるべきだと思っていますが、私を感じたの
は、最後に私がお祈りをするときに、宗教にかかわらず、どの人
も、きちっとお祈りに参加して下さるのです。さらに、だんだん
気づいてきたのは、その私のお祈りはキリスト教に基づいたお祈
りなのですけれども、利用者がクリスチャンでなくても、その
「祈る」という行為、そして自分が守られているという感覚、信
じる宗教は異なってもすごく共有できているという感じを持つ
のです。

特に、そのお祈りの中の「皆さんを守っていただきたい」とい
う言葉に対しては、温かい評価を受けるのですね。利用者の女性
たちが、それまで、守られていない、祈られていない存在だった
ということ、つまり、彼女たちが、いかに社会の中で放置されて
きた存在だったかということ、私は、祈りを通して感じます。

あらためて人間の深さというものを、私自身が信仰を通して、逆に教えられているという状況です。

林：ありがとうございます。女性支援のための新法を制定し、誰もが必要な時に守られるようにしていくことの必要性が、とてもよくわかるお話でした。そして、そのような新法制定に向けての横田さんの活動の背後に祈りがあるということも、とても重要だと思いました。

では、ここまでのお話を受けまして、コメンテーターのお二人から、ご感想、または新たなご質問など、いただけますでしょうか。

木原：売春防止法の改正法の仮称「女性自立支援法」ですが、昨年、宮本節子さんとある学会のシンポジストで対談という形で同様の話を伺いました。

この改正は歓迎すべきでしょうが、次のような懸念はないでしょうか。つまり、自立のための「就労支援」ということを言われていましたが、自立というのは社会福祉でも、近年、とみに障害者自立支援法などのように、自立のための就労支援というのが「流行り」になっています。むろん、そのプラス面は私も評価しているのですが、一方でここ数年の傾向として、「自立」して働かなければならないという風潮が生まれ過ぎているのではないかという懸念です。自立を国家がルール化すると、本来、働くこともできなかった人も、それを強いられる雰囲気を実際に

くっていないかということです。それによって、逆に自尊心を傷つけられてしまいます。自立支援法という言葉の怖さはあります。国家戦略として、国家権力として見た場合には、このあたりをどうお考えでしょうか。特に、先ほど「就労支援」と「心の回復」という対比をされていたけど、その対比関係についても、この自立の概念から是非、お聞きしたいと思います。

もう一点、施設自体が定員割れで現在23%ということですが……。これはディートさんの話で、ドイツではそんなことはないということですが、厚生労働省の観点で言えば、定員割れで人数が減っているとすると、施設予算を削減する格好の削減材料になりかねません。自立、心のケアなど、言葉使いとしてはきれいな言葉を使っても、予算を削減されては福祉サービスの低下とになってしまいます。結果的に女性の支援のために始まったものが、法改正で出来上がった支援内容を見てみたら、刑法的なものから解放されたことは善処されたとしても、福祉的サービスはむしろ停滞するという可能性は否定できない点を危惧しています。その辺についての、応用問題ですけど、お聞きしたいと思います。

横田：実は自立支援法、仮称としておりますけども、自立という点について、すごく議論したのです。仮称にしているというのは、まだまだ議論の余地があり、これが法制化されるような動きになったときに、あらためて「女性自立支援法」でいいのだろうかということ、議論していく予定です。今、この「女性自立支援

法」という法律を仮称として立ち上げているのは、「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」です。これはどういうチームかといいますと、東京都の5つの婦人保護施設の長と、東京近県の千葉、神奈川、茨城、埼玉。この近県の相談所の所長。あるいは施設があるところは施設長。この方たちが、メンバーとして参加してくださっています。

その他にアドバイザーとして、ご一緒に考えていただく学識者の方たちです。お茶の水女子大学の戒能民江先生、城西国際大学の堀千鶴子先生のような学識者の方たちもお入りいただいて、林先生にも、お入りいただいています。今日会場に来てくださっている丸山里美先生にも、メンバーに入らせていただいています。私たち現場の者は、現場のことでいつも追われてしまうので、社会全体の動き、それからその法の流れ、あるいは法の内容も含めて、お力をいただいているわけなのです。それから、さきほどお話しいただいた、元慈愛寮の施設長の細金和子さんもそうですが、施設長を退かれて、あるいは所長を退かれた方でも、メンバーに残ってくださって、議論の仲間に入ってくださっているのです。多くの方々の視点をいただき、議論しているところです。実際、「女性自立支援法」という名称になるかどうかというのは、まだ決まっていません。これから本格的な議論に入っていかなければならないだろうと思っています。

あと、婦人保護施設の定員割れに関しては、このままだと財務省から予算についても通らなくても当たり前というくらいの心配な状況なのです。じゃあ、社会的にニーズがないかという、

ニーズはあふれるほどあるのですね。問題は、この制度の在り方です。措置制度という制度の問題です。これを今、打ち崩していきたいと思っていますし、国の検討会の中では直接的に、たとえば、若年の女子、あるいは行き場のない女性が、その措置機関にはつながらずに、「今日は行く所がないから、いずみ寮に電話して、行ってみよう」といずみ寮に来た場合でも、いずみ寮がそれを受け入れてもいいというように、変わってほしいと願っています。少し変化も見られますが…。

女性たちのニーズに対して、機関が開いていくことで、入所は増えていくのではないのでしょうか。先ほどお伝えしたようにニーズはあるのです。措置機関につながる前に、地域の中に、婦人相談員という、さきほどの高里鈴代さんもその相談員でいらっしゃったのですが、その婦人相談員の方が「この人は婦人保護施設への入所が必要」とつなげてくださるのですが、措置機関のところで止まってしまうことがあるのです。でもこの措置機関で一時保護を経ないと、婦人保護施設には入れないのです。婦人相談員たちの間では、「山ほど施設に入れたい人がいる」と言っています。だけど措置機関で落とされてしまうという、せめぎ合いの側面があります。措置機関の方では、そんなことはしていないと言うのですけれども、実際は、なかなか入所につながらないのですね。特に若年の10代の女性。児童福祉法との、ちょうどはざまにある女子たちについては、難しい問題もあるのですが、実際若年の女子は、ほとんどつながっていないのです。国の検討会では、その若年の女子を支援している団体が、口をそろえて、

婦人保護施設につなげてほしい、つながってほしいということを言っています。ここも私たちが、この制度の壁を実践レベルで打ち破っていくという方法論を今、打ち立てて、実践してゆきたいと思っているところです。

なぜかという、私たちは、実践者としては目の前にいる行き場のない女性たちに対して、必要な支援の手が届くような動きにしていきたいと思っているからです。

ディート：私は日本の女性保護施設の数の少なさに一番驚いています。ドイツには日本の10倍、360軒ほどあるのですが、それでも足りないようです。日本もその点について変わるといいですね。また売春に関する法律の状況も日本とドイツは違って、ドイツの法律では強制的でないセックスワーク、売春は、禁止されていないです。2002年に法律が改正されて、完全に合法化されました。それは売春、セックスワークのいろんな形があるので、禁止するだけで問題解決にならないという考えから決まりました。かなり複雑な議論にもなっていますが、様々な法律が関わって、例えば性暴力、人身売買や女性の搾取などは刑法の対象になります。ところで、これは質問ですけども、日本の売春防止法改正の議論のなかで、他の国の売春に関わる法律も参考にして、検討されているのでしょうか。いかがですか。

横田：いろんな国の法律を全部並べて、比べるという、そこまでのことはしていません。今は、売春防止法を改正しなければいけ

ない。そして、それに代わる新しい法律をつくっていかないと、取り組んでいます。いろんな国の法律の話は会議の中では出ますし、大学の先生たちからもアドバイスを受けていたりしていますけど、具体的にこの国の法律と対比して、というところまでは進んでいないのですけれども、これからそういう作業も必要かと思っています。

なんとしてもこの売春防止法を変えていかなければ、という思いです。ただこの法律が厚生労働省だけの所管ではなくて、法務省も所管なので、すごく難しいといわれています。最後まで言い続けることが大事だと思いますので、また法務省の方にも、きちっとお伺いして、お話をしたいと思っています。

それと併せて、さきほどの「女性自立支援法」でいいのかという議論です。女性自立支援法（仮称）という段階から、実際にどういう法律に作りあげてゆくのか、現場の者としての責務を感じています。何より、さきほど天羽先生がお話くださった「底点」の方たちが、きちっと支援につながるような法律でなければ意味がありません。今後も研鑽を重ねてゆきたいと思っていますところです。ありがとうございます。

林：ありがとうございます。たくさんの女性たちが支援を必要としていて、その人たちを支援したいと強く願っている人もいます。今はまだ、両者が充分につながる事ができていないけれど、これからしっかりつなげていくために、新たな制度設計が必要とされているのですね。

ところで私は、本日の講演会の企画を立てる際に、最も強い願望としてあったのは、やはりこれは大学のキャンパスで行う講演会ですので、特に若い女子学生を励ますような講演会にしたい、という思いでした。私は、若い女性たちが天羽さんや横田さんがお話なさる姿を見たら、きっと励まされるに違いないと思ったのです。特に今、92歳の天羽さんが、今でも人の心の支えとなつて、かにた婦人の村で、ご自身も同じ「村人」として歩み続けてこられている、その姿に私は胸を打たれて、多くの若い方々にもお二人の話を聴いていただきたいと思ってこの講演会を企画しました。今日の会場の皆さんには、最初に期待したとおりに、いろいろな深い思いを持ち帰っていただけるのではないかと考えています。

最後に一言、天羽さんから、特に若い女性たちに対して、「こうであってほしい」という希望をお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

天羽：今日は、いろいろとちりながらお話をさせていただきました。話のはじめに、なぜお受けしたかということを上申したのですが、今日の社会の中で、本当に心痛むことがあまりにも多く、次の世代を担っていらっしゃる皆様には、日本国内ばかりでなく、世界の中で、日本の国がどうあるべきかを是非考えていただきたいと切望いたします。人間一人一人が、人間というよりも命ある全てのもの、動物にしても、植物にしても、そして地球上のものが破壊されている現状、命が大切にされていない状況。そして我

が国の経済優先社会の中で、弱者がますます弱い立場に立たされ、その上、命の軽視と寛容を失った排外主義社会となってしまっているのではないのでしょうか。

ベテスタ奉仕女母の家の誕生が、社会の、殊に戦後社会の悲惨の中で、あまりにも自己中心的となり、弱い立場におかれた人々が顧みられない状況の中で誕生したということを、お若い方たちに関心を寄せていただき、今日の社会、我が国と世界の現状に思いを致しつつ、「よりよい社会」の形成に志を向けていただきたいと切望いたします。

林：ありがとうございました。今日のお話を、私も深く心に刻みたいと思います。

本日の公開講演会は、これで終了とさせていただきます。会場の皆さまも、さまざまな質問やご感想をお寄せいただき、ありがとうございました。

【付記】

本企画の実施、およびブックレットの刊行にあたりましては、かにかた婦人の村といずみ寮の皆様から多大なご協力をいただきました。特に、資料と写真をご提供くださったシュベスターの眞山知恵子氏、資料について詳細にご案内くださったいずみ寮の伊比鮎子氏、故・深津文雄氏のご息女である塩川成子氏、かにかた婦人の村・施設長の五十嵐逸美氏には、たいへんお世話になりました。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。